

# 総務教育常任委員会資料

(平成23年8月22日)

## 〔件名〕

- ・平成22年度一般会計決算について 【財政課】・・・1
- ・平成23年度普通交付税等（県分）の交付額の決定について 【財政課】・・・6
- ・鳥取県公文書等の管理に関する条例（案）の概要に対するパブリックコメントの実施結果について 【政策法務課】・・・9
- ・法人県民税法人税割の超過課税の延長について 【税務課】・・・10
- ・ゲゲゲの鳥取県応援団による復興支援（第2弾）の実施結果について 【東京本部】・・・12
- ・「食のみやこ鳥取プラザ」開店3周年記念フェア等について 【東京本部】・・・13
- ・関西地区における企業商談会の開催等について 【関西本部】・・・14
- ・関西圏における「世界マンガサミット鳥取大会」等のPRの取組について 【関西本部】・・・15
- ・関西における二十世紀梨等のPRについて 【関西本部】・・・16
- ・第2回鳥取県産品展示商談会の開催結果について 【関西本部】・・・17
- ・ジェイアール名古屋タカシマヤ（名古屋市）での「鳥取県フェア」の開催について 【名古屋本部】・・・18
- ・平成23年度事業棚卸しの実施について 【業務効率推進課】・・・19
- ・ふるさと納税寄附者へ提供するお礼の品の拡充について 【財源確保推進課】・・・20
- ・鳥取県域に漂着したロシア兵について 【公文書館】・・・21

総 務 部

# 平成22年度 一般会計決算について

平成23年8月22日  
財 政 課

平成22年度一般会計は、21年度に行われた国の大規模な経済対策の終了により国庫支出金が大幅に減少した影響で、歳入は前年度を97億円下回りました。また、歳出においても国の経済対策の終了にともない、普通建設費及び積立金が大幅に減少し、前年度を74億円下回りました。この結果、実質収支、単年度収支ともに、前年度を下回りました。  
財政調整型基金の残高は449億円と前年度を上回りましたが、一方で、臨時財政対策債の増加を受け、地方債現在高が6,544億円に増加しており、引き続き厳しい財政運営が続いています。

## 1 総括

(単位：百万円)

| 区 分                    | 平成22年度<br>(A)          | 平成21年度<br>(B)          | 比較<br>(A) - (B)        |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 歳入総額<br>(ア)            | ( 374,484 )<br>374,484 | ( 384,217 )<br>384,217 | ( ▲ 9,733 )<br>▲ 9,733 |
| 歳出総額<br>(イ)            | 360,116                | 367,544                | ▲ 7,428                |
| 歳入歳出差引額<br>(ア)-(イ)=(ウ) | ( 14,368 )<br>14,368   | ( 16,673 )<br>16,673   | ( ▲ 2,305 )<br>▲ 2,305 |
| 翌年度へ繰越すべき財源<br>(エ)     | 3,057                  | 4,381                  | ▲ 1,324                |
| 実質収支<br>(ウ)-(エ)        | ( 11,311 )<br>11,311   | ( 12,292 )<br>12,292   | ( ▲ 981 )<br>▲ 981     |
| 単年度収支<br>実質収支の前年度との差   | ( ▲ 981 )<br>▲ 981     | ( 3,853 )<br>3,853     | ( ▲ 4,834 )<br>▲ 4,834 |

(注) 上段 ( ) 書は、財政調整型基金を取り崩さなかった場合。

## 2 その他

(単位：百万円)

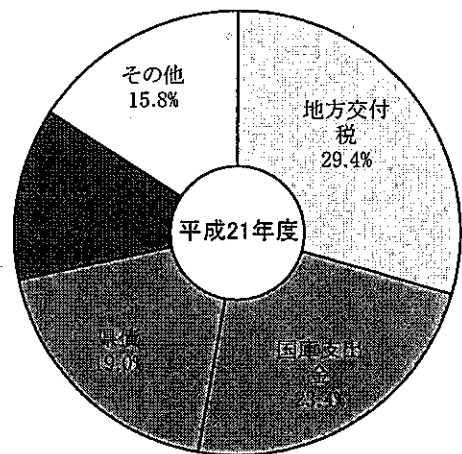
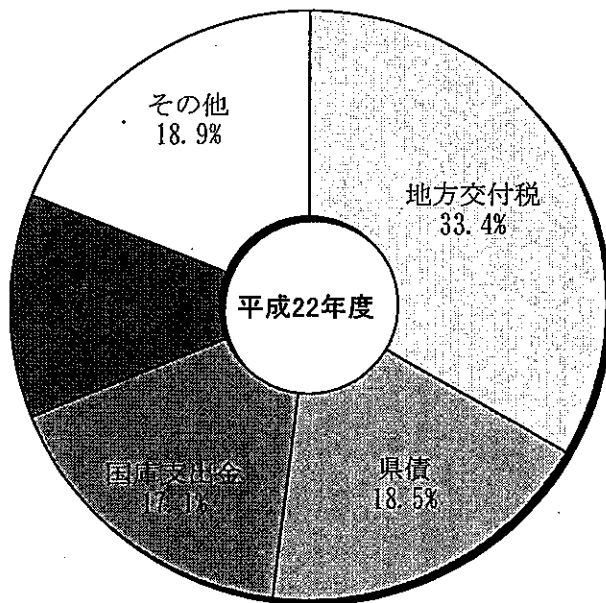
| 区 分                 | 平成22年度<br>(A) | 平成21年度<br>(B) | 比較<br>(A) - (B) |
|---------------------|---------------|---------------|-----------------|
| 財政調整型基金残高           | 44,870        | 38,524        | 6,346           |
| 地方債現在高<br>(一般会計ベース) | 654,411       | 645,693       | 8,718           |
| (臨時財政対策債)           | 241,844       | 208,033       | 33,811          |
| (臨時財政対策債除き)         | 412,567       | 437,660       | ▲ 25,093        |

(注) 財政調整型基金とは、財政調整基金、県立公共施設等建設基金、減債基金、大規模事業基金及び長寿社会対策推進基金をいう。

# 歳入

(単位: 百万円、%)

| 区分          | 平成22年度  |       | 平成21年度  |       | 比較       |        |
|-------------|---------|-------|---------|-------|----------|--------|
|             | 決算額(A)  | 構成比   | 決算額(B)  | 構成比   | (A)-(B)  | 増減率    |
| 県税          | 45,218  | 12.1  | 47,595  | 12.4  | ▲ 2,377  | ▲ 5.0  |
| 地方消費税清算金    | 11,441  | 3.1   | 11,460  | 3.0   | ▲ 19     | ▲ 0.2  |
| 地方譲与税       | 8,771   | 2.3   | 5,139   | 1.3   | 3,632    | 70.7   |
| 地方特例交付金     | 879     | 0.2   | 602     | 0.2   | 277      | 46.0   |
| 地方交付税       | 125,008 | 33.4  | 113,094 | 29.4  | 11,914   | 10.5   |
| 交通安全対策特別交付金 | 194     | 0.1   | 208     | 0.1   | ▲ 14     | ▲ 6.7  |
| 分担金及び負担金    | 1,017   | 0.3   | 1,252   | 0.3   | ▲ 235    | ▲ 18.8 |
| 使用料及び手数料    | 3,172   | 0.8   | 4,414   | 1.2   | ▲ 1,242  | ▲ 28.1 |
| 国庫支出金       | 63,977  | 17.1  | 90,032  | 23.4  | ▲ 26,055 | ▲ 28.9 |
| 財産収入        | 1,855   | 0.5   | 942     | 0.2   | 913      | 96.9   |
| 寄附金         | 64      | 0.0   | 53      | 0.0   | 11       | 20.8   |
| 繰入金         | 12,887  | 3.4   | 8,438   | 2.2   | 4,449    | 52.7   |
| 繰越金         | 16,672  | 4.4   | 11,589  | 3.0   | 5,083    | 43.9   |
| 諸収入         | 14,201  | 3.8   | 16,499  | 4.3   | ▲ 2,298  | ▲ 13.9 |
| 県債          | 69,128  | 18.5  | 72,900  | 19.0  | ▲ 3,772  | ▲ 5.2  |
| (うち臨時財政対策債) | 46,511  | 12.4  | 44,120  | 11.5  | 2,391    | 5.4    |
| 合計          | 374,484 | 100.0 | 384,217 | 100.0 | ▲ 9,733  | ▲ 2.5  |



## 《増減の主なもの》

| (県税)               |           |                    |
|--------------------|-----------|--------------------|
| 法人二税               | 10,191 →  | 8,618 (▲ 1,573)    |
| 個人県民税              | 15,170 →  | 14,196 (▲ 974)     |
| (地方譲与税)            |           |                    |
| 地方法人特別譲与税          | 2,950 →   | 6,521 (+ 3,571)    |
| (地方特例交付金)          |           |                    |
| 児童手当及び子ども手当特例交付金   | 284 →     | 753 (+ 469)        |
| (地方交付税)            |           |                    |
| 普通交付税              | 110,388 → | 122,130 (+ 11,742) |
| (使用料及び手数料)         |           |                    |
| 教育使用料(授業料)         | 1,260 →   | 30 (▲ 1,230)       |
| (国庫支出金)            |           |                    |
| 地域活性化・きめ細かな臨時交付金   | 0 →       | 4,860 (+ 4,860)    |
| 地域活性化・経済危機対策臨時交付金  | 3,249 →   | 5,944 (+ 2,695)    |
| 地域活性化・公共投資臨時交付金    | 6,828 →   | 593 (▲ 6,235)      |
| 地域活性化・生活対策臨時交付金    | 5,325 →   | 0 (▲ 5,325)        |
| 地域医療再生臨時特例交付金      | 5,000 →   | 0 (▲ 5,000)        |
| 緊急雇用創出事業臨時特例交付金    | 5,538 →   | 1,610 (▲ 3,928)    |
| 森林整備加速化・林業再生事業費補助金 | 4,000 →   | 993 (▲ 3,007)      |
| 介護職員処遇改善等臨時特例交付金   | 2,581 →   | 0 (▲ 2,581)        |

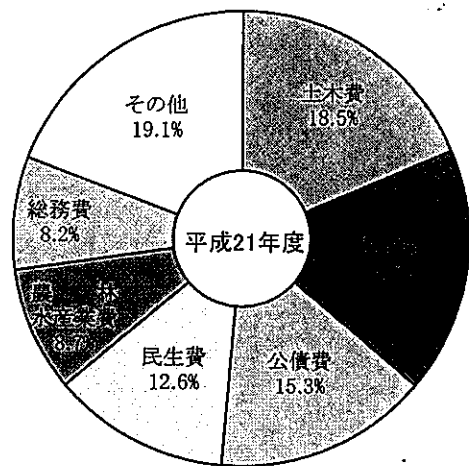
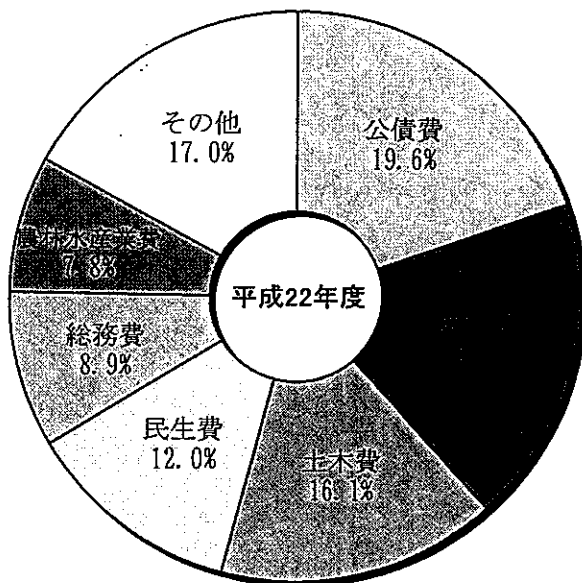
(単位: 百万円)

| (財産収入)             |          |                  |
|--------------------|----------|------------------|
| 不動産売却収入            | 101 →    | 1,022 (+ 921)    |
| (繰入金)              |          |                  |
| 緑の産業再生プロジェクト基金繰入金  | 80 →     | 1,717 (+ 1,637)  |
| 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金  | 1,032 →  | 2,396 (+ 1,364)  |
| 地域活性化・公共投資臨時基金繰入金  | 0 →      | 973 (+ 973)      |
| 鳥取県地域医療再生基金繰入金     | 22 →     | 890 (+ 868)      |
| ふるさと雇用再生特別基金繰入金    | 1,035 →  | 1,831 (+ 796)    |
| 介護職員処遇改善等臨時特例基金繰入金 | 306 →    | 1,043 (+ 737)    |
| 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金 | 28 →     | 691 (+ 663)      |
| 地域活性化・生活対策臨時基金繰入金  | 2,015 →  | 0 (▲ 2,015)      |
| 土地開発基金繰入金          | 2,000 →  | 0 (▲ 2,000)      |
| (繰越金)              |          |                  |
| 純繰越金               | 8,439 →  | 12,292 (+ 3,853) |
| (諸収入)              |          |                  |
| 商工制度金融貸付元利収入       | 6,021 →  | 3,531 (▲ 2,490)  |
| (県債)               |          |                  |
| 臨時財政対策債            | 44,120 → | 46,511 (+ 2,391) |
| 一般公共事業債            | 17,566 → | 15,995 (▲ 1,571) |
| 地方道路等整備事業債         | 2,455 →  | 1,223 (▲ 1,232)  |
| 合併特例事業債            | 3,437 →  | 1,947 (▲ 1,490)  |

# 歳出(目的別)

(単位:百万円、%)

| 区 分         | 平成22年度  |       | 平成21年度  |       | 比較       |        |
|-------------|---------|-------|---------|-------|----------|--------|
|             | 決算額(A)  | 構成比   | 決算額(B)  | 構成比   | (A)-(B)  | 増減率    |
| 議 会 費       | 850     | 0.2   | 895     | 0.2   | ▲ 45     | ▲ 5.0  |
| 総 務 費       | 32,008  | 8.9   | 30,247  | 8.2   | 1,761    | 5.8    |
| 民 生 費       | 43,218  | 12.0  | 46,186  | 12.6  | ▲ 2,968  | ▲ 6.4  |
| 衛 生 費       | 11,639  | 3.3   | 16,341  | 4.5   | ▲ 4,702  | ▲ 28.8 |
| 労 働 費       | 6,812   | 1.9   | 8,358   | 2.3   | ▲ 1,546  | ▲ 18.5 |
| 農 林 水 産 業 費 | 28,212  | 7.8   | 31,942  | 8.7   | ▲ 3,730  | ▲ 11.7 |
| 商 工 費       | 11,740  | 3.3   | 13,733  | 3.7   | ▲ 1,993  | ▲ 14.5 |
| 土 木 費       | 58,059  | 16.1  | 68,116  | 18.5  | ▲ 10,057 | ▲ 14.8 |
| 警 察 費       | 16,703  | 4.6   | 16,780  | 4.6   | ▲ 77     | ▲ 0.5  |
| 教 育 費       | 67,109  | 18.6  | 64,658  | 17.6  | 2,451    | 3.8    |
| 災 害 復 旧 費   | 246     | 0.1   | 346     | 0.1   | ▲ 100    | ▲ 28.9 |
| 公 債 費       | 70,710  | 19.6  | 56,280  | 15.3  | 14,430   | 25.6   |
| 諸 支 出 金     | 12,810  | 3.6   | 13,662  | 3.7   | ▲ 852    | ▲ 6.2  |
| 合 計         | 360,116 | 100.0 | 367,544 | 100.0 | ▲ 7,428  | ▲ 2.0  |



## 《増減の主なもの》

(単位:百万円)

|                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 減債基金造成           | 2,144 → 6,339 (+ 4,195) |
| 退職手当基金造成         | 0 → 1,900 (+ 1,900)     |
| 県庁舎耐震補強整備事業      | 89 → 870 (+ 781)        |
| 携帯電話利用環境整備事業     | 94 → 452 (+ 358)        |
| 地域活性化・公共投資臨時基金造成 | 5,257 → 16 (▲ 5,241)    |

|                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| とっとりバイオフロンティア施設整備事業 | 0 → 524 (+ 524)         |
| 企業自立サポート事業          | 241 → 460 (+ 219)       |
| 企業立地事業補助金           | 855 → 1,050 (+ 195)     |
| 商工制度金融貸付金           | 6,021 → 2,635 (▲ 3,386) |

|                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 介護職員処遇改善等事業         | 305 → 1,043 (+ 738)   |
| 安心子ども基金活用事業         | 224 → 747 (+ 523)     |
| 介護保険運営負担金事業         | 6,934 → 7,336 (+ 402) |
| 介護職員処遇改善等臨時特例基金造成   | 2,581 → 5 (▲ 2,576)   |
| 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金造成 | 2,268 → 8 (▲ 2,260)   |

|                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| 地域活力基盤創造交付金事業     | 13,214 → 15,467 (+ 2,253) |
| 単県公共事業            | 5,716 → 1,894 (▲ 3,822)   |
| 直轄道路事業費負担金        | 6,793 → 4,522 (▲ 2,271)   |
| 住宅供給公社経営安定化事業     | 2,237 → 0 (▲ 2,237)       |
| 一般公共事業            | 23,215 → 22,211 (▲ 1,004) |
| 天神川流域下水道事業特別会計繰出金 | 511 → 3 (▲ 508)           |

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 地域医療再生基金事業           | 22 → 882 (+ 860)     |
| ワクチン接種緊急促進基金造成       | 0 → 534 (+ 534)      |
| 地域医療再生基金造成           | 5,000 → 15 (▲ 4,985) |
| とっとり発グリーンニューディール基金造成 | 892 → 0 (▲ 892)      |

|              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 高等学校整備費      | 1,121 → 2,986 (+ 1,865) |
| 県立学校耐震化推進事業費 | 1,160 → 1,627 (+ 467)   |
| 教育施設管理費      | 1,020 → 657 (▲ 363)     |

|                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 緊急雇用創出事業         | 1,034 → 2,331 (+ 1,297) |
| ふるさと雇用再生特別交付金事業  | 1,035 → 1,826 (+ 791)   |
| 緊急雇用創出事業臨時特例基金造成 | 5,186 → 1,615 (▲ 3,571) |

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 元金 | 46,048 → 60,409 (+ 14,361) |
| 利息 | 10,210 → 10,273 (+ 63)     |

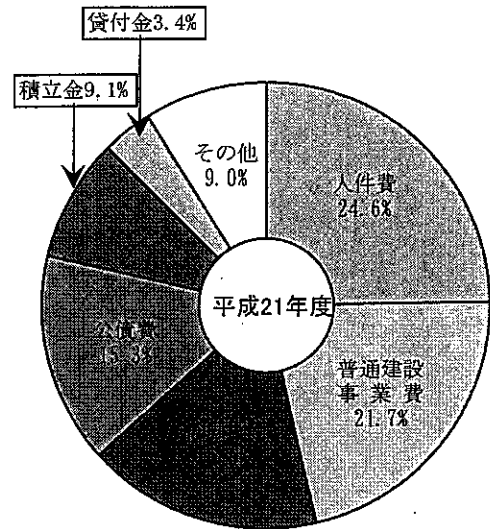
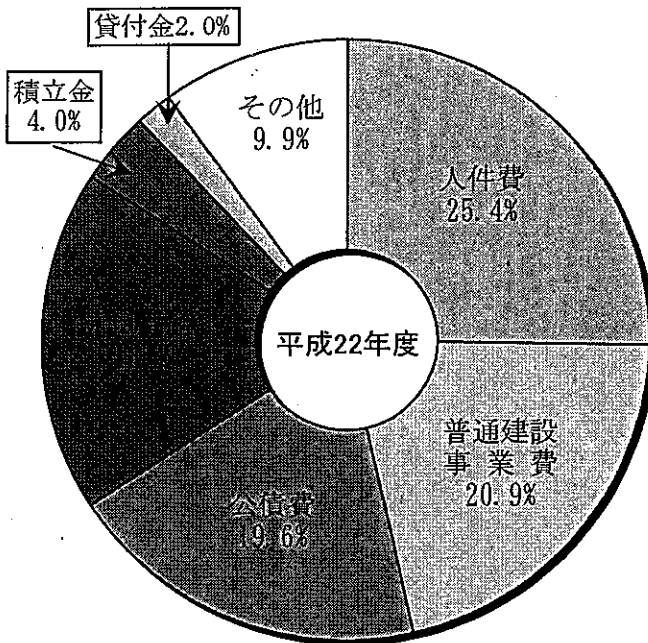
|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 緑の産業再生プロジェクト事業   | 82 → 1,717 (+ 1,635)  |
| 緑の産業再生プロジェクト基金造成 | 4,017 → 996 (▲ 3,021) |
| 一般公共事業           | 9,801 → 9,178 (▲ 623) |
| 強い農業づくり交付金       | 379 → 1 (▲ 378)       |

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 県税運付金    | 1,285 → 543 (▲ 742)   |
| 地方消費税清算金 | 5,337 → 5,190 (▲ 147) |

# 歳出(性質別)

(単位:百万円、%)

| 区分         | 平成22年度  |       | 平成21年度  |       | 比較       |        |
|------------|---------|-------|---------|-------|----------|--------|
|            | 決算額(A)  | 構成比   | 決算額(B)  | 構成比   | (A)-(B)  | 増減率    |
| 人件費        | 91,331  | 25.4  | 90,558  | 24.6  | 773      | 0.9    |
| 扶助費        | 6,492   | 1.8   | 6,631   | 1.8   | ▲ 139    | ▲ 2.1  |
| 補助費等       | 65,482  | 18.2  | 62,128  | 16.9  | 3,354    | 5.4    |
| 普通建設事業費    | 75,250  | 20.9  | 79,871  | 21.7  | ▲ 4,621  | ▲ 5.8  |
| 補助事業(直轄含む) | 46,044  | 12.8  | 51,338  | 13.9  | ▲ 5,294  | ▲ 10.3 |
| 単独事業       | 28,950  | 8.0   | 28,279  | 7.7   | 671      | 2.4    |
| 受託事業       | 256     | 0.1   | 254     | 0.1   | 2        | 0.8    |
| 災害復旧事業費    | 246     | 0.1   | 346     | 0.1   | ▲ 100    | ▲ 28.9 |
| 公債費        | 70,682  | 19.6  | 56,258  | 15.3  | 14,424   | 25.6   |
| 積立金        | 14,415  | 4.0   | 33,251  | 9.1   | ▲ 18,836 | ▲ 56.6 |
| 貸付金        | 7,295   | 2.0   | 12,425  | 3.4   | ▲ 5,130  | ▲ 41.3 |
| その他の経費     | 28,923  | 8.0   | 26,076  | 7.1   | 2,847    | 10.9   |
| 合計         | 360,116 | 100.0 | 367,544 | 100.0 | ▲ 7,428  | ▲ 2.0  |



## 《増減の主なもの》

(人件費)

|                   |       |   |       |     |     |
|-------------------|-------|---|-------|-----|-----|
| 緊急雇用創出事業(市町村補助以外) | 458   | → | 1,154 | (+) | 696 |
| 退職手当              | 6,751 | → | 6,992 | (+) | 241 |

(補助費等)

|                        |       |   |       |     |     |
|------------------------|-------|---|-------|-----|-----|
| 介護職員処遇改善等事業            | 305   | → | 1,043 | (+) | 738 |
| 緊急雇用創出事業(市町村補助)        | 576   | → | 1,177 | (+) | 601 |
| 安心子ども基金活用事業            | 224   | → | 747   | (+) | 523 |
| ふるさと雇用再生特別交付金事業(市町村補助) | 665   | → | 1,098 | (+) | 433 |
| 介護保険運営負担金事業            | 6,934 | → | 7,336 | (+) | 402 |
| 後期高齢者医療給付事業費負担金        | 5,158 | → | 5,520 | (+) | 362 |
| 国民健康保険基金安定等推進費         | 1,666 | → | 1,968 | (+) | 302 |
| 参議院議員選挙費               | 0     | → | 297   | (+) | 297 |

(普通建設事業費)

|               |        |   |        |     |       |
|---------------|--------|---|--------|-----|-------|
| 地域活力基金創出交付金事業 | 13,214 | → | 15,467 | (+) | 2,253 |
| 高等学校整備費       | 1,121  | → | 2,986  | (+) | 1,865 |
| 単県公共事業        | 5,816  | → | 1,958  | (▲) | 3,858 |
| 直轄道路事業費負担金    | 6,793  | → | 4,522  | (▲) | 2,271 |
| 一般公共事業        | 33,016 | → | 31,389 | (▲) | 1,627 |

(公債費)

|    |        |   |        |     |        |
|----|--------|---|--------|-----|--------|
| 元金 | 46,048 | → | 60,409 | (+) | 14,361 |
| 利息 | 10,210 | → | 10,273 | (+) | 63     |

(積立金)

|                     |       |   |       |     |       |
|---------------------|-------|---|-------|-----|-------|
| 減債基金造成              | 2,144 | → | 6,339 | (+) | 4,195 |
| 退職手当基金造成            | 0     | → | 1,900 | (+) | 1,900 |
| フクチン接種緊急促進基金造成      | 0     | → | 534   | (+) | 534   |
| 地域活性化・公共投資臨時基金造成    | 5,257 | → | 16    | (▲) | 5,241 |
| 地域医療再生基金造成          | 5,000 | → | 15    | (▲) | 4,985 |
| 緊急雇用創出事業臨時特例基金造成    | 5,554 | → | 1,616 | (▲) | 3,938 |
| 緑の産業再生プロジェクト基金造成    | 4,017 | → | 996   | (▲) | 3,021 |
| 介護職員処遇改善等臨時特例基金造成   | 2,581 | → | 5     | (▲) | 2,576 |
| 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金造成 | 2,268 | → | 8     | (▲) | 2,260 |
| とっとり発グリーンニューデール基金造成 | 892   | → | 0     | (▲) | 892   |

(貸付金)

|               |       |   |       |     |       |
|---------------|-------|---|-------|-----|-------|
| 商工制度金融貸付金     | 6,021 | → | 2,635 | (▲) | 3,386 |
| 住宅供給公社経営安定化事業 | 2,237 | → | 0     | (▲) | 2,237 |

(その他の経費)

|                          |       |   |       |     |     |
|--------------------------|-------|---|-------|-----|-----|
| ふるさと雇用再生特別交付金事業(市町村補助以外) | 370   | → | 728   | (+) | 358 |
| 国勢調査費                    | 6     | → | 260   | (+) | 254 |
| 道路維持修繕費                  | 2,637 | → | 2,774 | (+) | 137 |

(単位:百万円)

## 主な財政指標等

### 1 公債費負担比率（普通会計）

| 区 分    | 12   | 13   | 14   | 15   | 16   | 17   | 18   | 19   | 20   | 21   | 22   |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 本 県    | 18.5 | 21.3 | 23.0 | 23.3 | 25.0 | 25.4 | 24.1 | 24.5 | 23.4 | 21.3 | 25.4 |
| 全国都道府県 | 17.6 | 18.4 | 19.8 | 19.8 | 19.9 | 19.3 | 19.4 | 18.6 | 19.3 | 21.0 | —    |

注) 公債費負担比率とは、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいう。

### 2 経常収支比率（普通会計）

| 区 分    | 12   | 13   | 14   | 15   | 16   | 17   | 18   | 19   | 20   | 21   | 22   |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 本 県    | 76.2 | 81.6 | 82.8 | 83.4 | 89.0 | 91.5 | 92.8 | 94.7 | 90.6 | 91.9 | 86.5 |
| 全国都道府県 | 89.3 | 90.5 | 93.5 | 90.8 | 92.5 | 92.6 | 92.6 | 94.7 | 93.9 | 95.2 | —    |

注) 経常収支比率とは、歳出総額の中の経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源総額に対する割合をいう。

### 3 財政力指数

| 区 分    | 12   | 13   | 14   | 15   | 16   | 17   | 18   | 19   | 20   | 21   | 22   |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 本 県    | 0.23 | 0.22 | 0.22 | 0.23 | 0.23 | 0.24 | 0.26 | 0.27 | 0.27 | 0.27 | 0.26 |
| 全国都道府県 | 0.43 | 0.41 | 0.41 | 0.41 | 0.41 | 0.43 | 0.46 | 0.50 | 0.52 | 0.52 | —    |

注) 財政力指数とは、地方公共団体の財政力の強弱を表す指標であり、基準財政収入額の基準財政需要額に対する割合の過去3カ年の平均値をいう。

# 平成23年度普通交付税等（県分）の交付額の決定について

平成23年8月22日  
財 政 課

8月5日（金）の閣議報告後、総務省が平成23年度普通交付税の算定結果を公表しました。本県における県分の配分額等の概要は以下のとおりです。

## <県分の交付決定額対比（対H22交付決定（当初算定））>

（単位：億円）

|                  | H23 交付決定 | H22 交付決定 | 増減<br>(H23-H22) | 増減率    | 全国増減率  |         |
|------------------|----------|----------|-----------------|--------|--------|---------|
|                  |          |          |                 |        | (都道府県) | (県・市町村) |
| 普通交付税額           | 1,312.5  | 1,200.4  | +112.1          | +9.3%  | +2.9%  | +3.4%   |
| 臨時財政対策債<br>発行可能額 | 312.1    | 465.1    | ▲153.1          | ▲32.9% | ▲20.7% | ▲20.1%  |
| 合 計              | 1,624.5  | 1,665.5  | ▲41.0           | ▲2.5%  | ▲5.7%  | ▲4.3%   |

### 【主な増減理由】

- ◆基準財政需要額（臨時財政対策債振替前） 2,047億円（▲27億円：▲1.3%）  
 <主な増減理由> 給与費の減（地方財政計画▲1.9%の影響額） (▲12億円)  
 人口等の減少 (▲5億円)  
 地方再生対策費の減（全国総額▲1,000億円の影響額） (▲9億円)  
 雇用対策・地域資源活用臨時特例費の廃止 (▲34億円)  
 雇用対策・地域資源活用推進費の創設 (+33億円)
- ◆基準財政収入額 422億円（+16億円：+3.9%）  
 <主な増減理由> 地方法人特別譲与税の増 (+11億円)  
 法人事業税の増 (+4億円)
- ◆臨時財政対策債振替額 312億円（▲153億円：▲32.9%）

## <県分の交付決定額の増減分析と評価>

- 普通交付税の算定において、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税額は1,625億円となり、前年度に対して▲41億円となった。前年度の比較においては全国値▲5.7%に対し本県は▲2.5%にとどまっている。東日本大震災の影響から普通交付税総額が大きく削減される心配もあったが、結果的には6月補正後予算額に対して7億円程度上回っており（9月補正以降の財源として活用）、一定の評価はできる。
- 普通交付税額は1,312億となり、前年度に対して112億円の増額となった。対前年度比9.3%の増であり全国値（+2.9%）と比較して大きな伸び率。これは臨時財政対策債振替額の減少によるもので、交付税制度本来の姿に近づいたものと一定の評価はできる。
- 臨時財政対策債については、昨年度までは全国的に増加傾向であったが、今年度は国税5税の増収見込みから全都道府県が減少する結果となった。また、昨年度から臨時財政対策債を財政力に考慮して配分する算定方式に一部変更し、今年度においても算定割合が増加したことから、鳥取県は312億円と対前年度比▲32.9%（全国値：▲20.7%）となり、道府県の交付団体のうち減少率は全国最大となっている。これは平成21年度の交付税改正要望で鳥取県他が要望し、昨年度見直されたものであり評価できる。  
 しかし、全国的な臨時財政対策債は大きなウェイト（全国値26.6%）を占めており、引き続き国に対して国税5税の交付税率の引き上げによる交付税財源の確保等抜本的な対策を要望する必要がある。
- その他算定方法の特筆すべき変更はなかったが、本県においては給与単価の減、人口減少の影響がでている。

< 県分の予算対比 (対H23予算) >

(単位：億円)

|                  | H23 交付決定 | H23 予算額<br>(6月補正後) | 増減額    | 増減率   |
|------------------|----------|--------------------|--------|-------|
| 普通交付税額           | 1,312.5  | 1,292.9            | +19.6% | +1.5% |
| 臨時財政対策債<br>発行可能額 | 312.1    | 324.3              | ▲12.2% | ▲3.8% |
| 合計               | 1,624.5  | 1,617.2            | +7.3%  | +0.5% |

【参考】

1 平成23年度地方交付税制度の概要

○普通交付税の総額は1兆6,193億円、前年度に比べて+3.4%、5千億円の増。

○「地域活性化・雇用等対策費」への対応 (9,850億円)

- ・雇用対策・地域資源活用推進費 (4,500億円)
- ・子育て支援サービス充実支援推進事業 (1,000億円)
- ・住民生活に光をそそぐ事業 (300億円)
- ・地球温暖化対策暫定事業 (100億円)
- ・地域活性化等に係る経費 (6,100億円)

○東日本大震災の被災団体に対する算定上の特例 (205億円)

2 本県における主な要素

○基準財政需要額 (臨時財政対策債振替前)

全国の減少率が▲0.4%である中、鳥取県は▲1.3% (対前年度▲27億円) と全国に比べ高い水準。主な要因は以下のとおり。

⇒給与費の減少分 対前年度▲12億円 (うち教育費分▲8億円、その他▲4億円)

(地財計画から、H22算定額の98.1%と見込み算定)

⇒人口等の減少分 対前年度▲5億円

(平成22年度に国勢調査があり今回反映、平成17年度調査より約1万8千人の減少)

⇒地方再生対策費 対前年度▲9億円 (▲24.9%)

(減少率は全国並み、全国値▲25.4%)

○臨時財政対策債

平成23年度は、前年度よりさらに財政力の弱い地域に配慮した配分となっている。(平成21年度の交付税改正要望で鳥取県他が要望し、昨年度見直されたもの)

鳥取県の臨時財政対策債の対前年度比▲32.9%と、交付税不交付団体を除いた減少率は全道府県で最大。不交付団体を含む全国減少率▲20.7%と比較しても非常に高い水準。

○臨時財政対策債償還費

平成23年度臨時財政対策債償還費として、122億円が基準財政需要額に算入。

(平成23年度の実償還額は127億円)

⇒差額は政府の理論償還と実償還との差異 (償還年限の差など) によるものと思料。

起債償還にかかる交付税措置額

(単位：億円)

|       | H23 | H22 | 増減<br>(H23-H22) |
|-------|-----|-----|-----------------|
| 事業費補正 | 80  | 79  | +1              |
| 公債費   | 304 | 297 | +7              |
| うち臨財債 | 122 | 108 | +14             |
| 合計    | 384 | 376 | +8              |

3 三位一体改革による交付税影響額 (▲159億円)

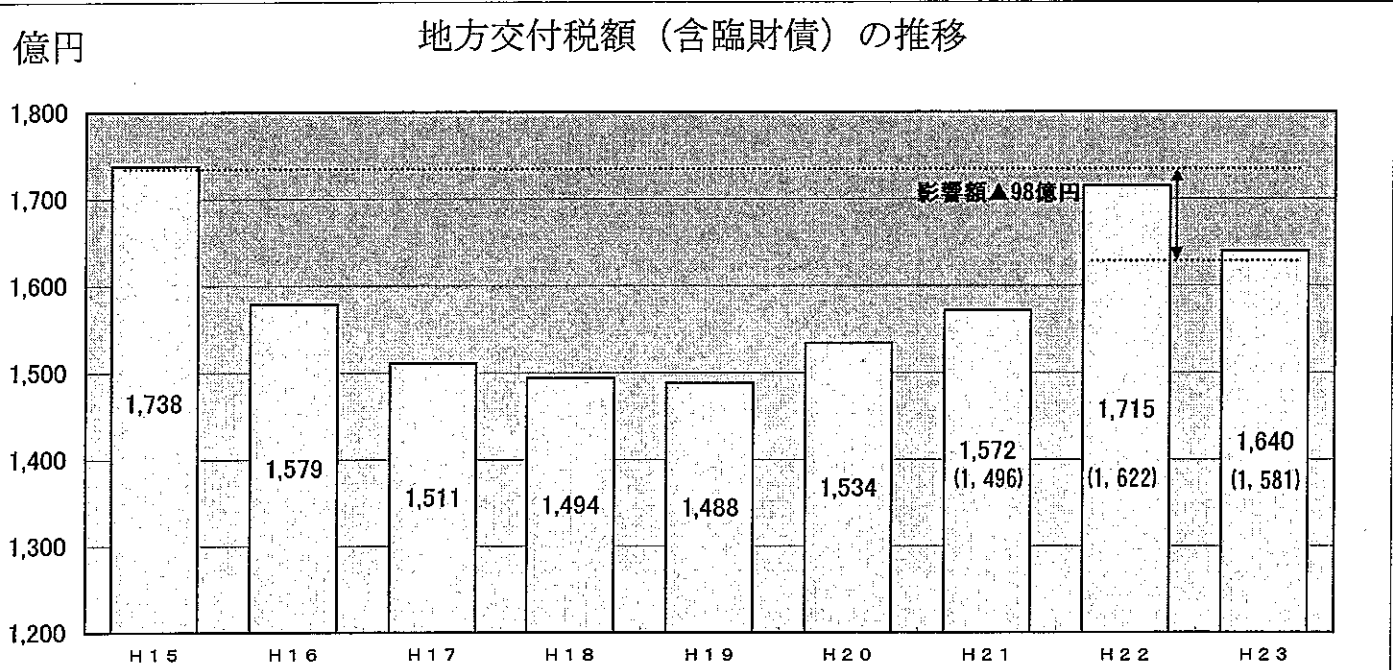
三位一体改革による交付税の削減影響額は▲159億円 (うち税源移譲の影響額▲59億円)。地方再生対策費 (H20～)、雇用対策・地域資源活用推進費 (H23～) などの創設によって一部復元されているものの、依然乖離が大きい。

(※) 別紙「普通交付税・県税収入の増減イメージ」のとおり)



# (※) 普通交付税・県税収入の増減イメージ

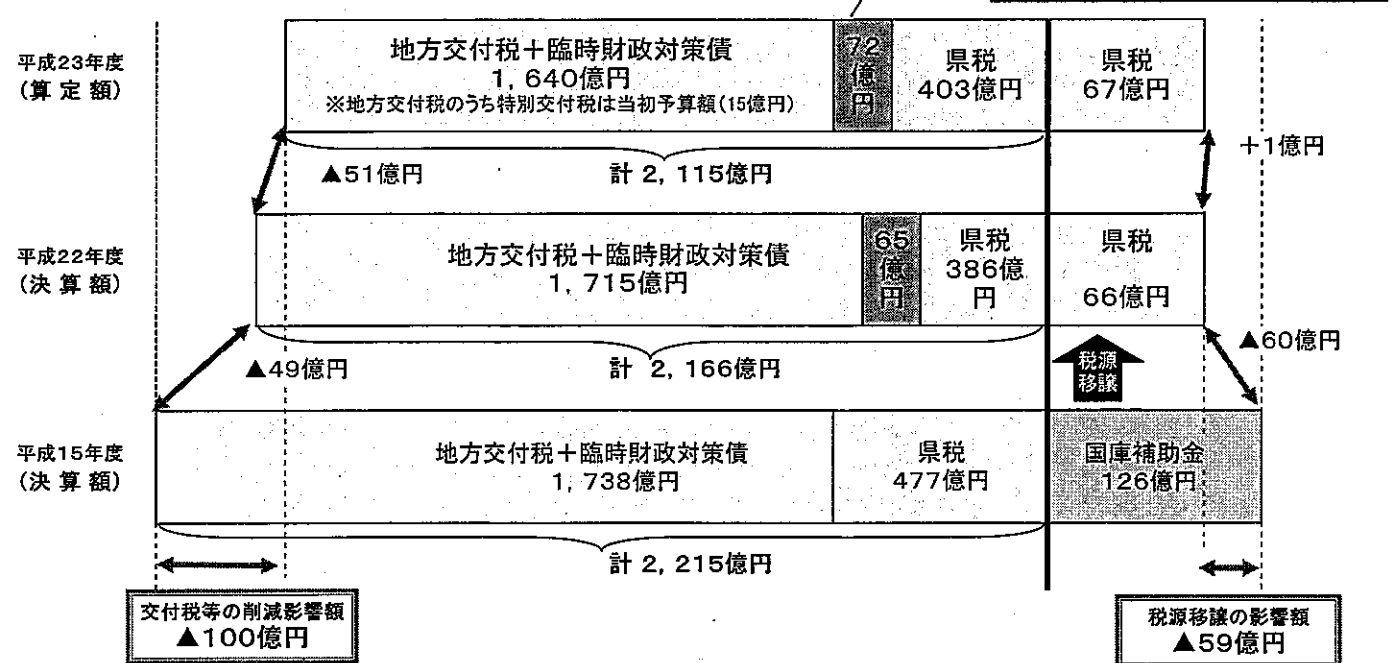
## 交付税の削減影響と税源移譲の影響額 (▲159億円)



※H23年度は交付決定額、H22年度以前は決算額  
 ※括弧内の数字は、地方再生対策費、地域雇用創出推進費 (H20年度)、雇用対策・地域資源活用臨時特例費 (H22年度) 雇用対策・地域資源活用推進費 (H23年度) を除いた額

普通交付税：算定額  
 特別交付税：当初予算額

|           |           |
|-----------|-----------|
| 地方法人特別譲与税 | 72億円      |
| 法人事業税     | H20 134億円 |
|           | H23 65億円  |
| 差引        | ▲69億円     |



(注) イメージをわかりやすくするため、金額と面積を比例させていません。

# 鳥取県公文書等の管理に関する条例（案）の概要に対するパブリックコメント の実施結果について

平成23年8月22日  
政 策 法 務 課

## 1 意見募集期間

平成23年6月27日（月）から7月22日（金）まで

## 2 条例（案）の概要

### (1) 条例の目的

公文書等を適切に管理していくことで、県民に対して一層説明責任を果たし、また、県政の適正かつ効率的な運営を図る。

### (2) 条例の内容

公文書等の作成、整理、保存、公文書館への引継ぎ、廃棄、一般利用等に関して、全ての実施機関に適用される統一的な基準を設定。

#### <現在との変更点>

- ・ 公文書、簿冊を系統的に分類し、簿冊の名称、保存期間等をインターネット等を通じて公表。
- ・ 公文書の保存期間の上限を設定（「永年保存」⇒「30年保存」）。
- ・ 保存期間が終了した公文書のうち、歴史資料として重要なものは「特定歴史公文書等」として公文書館へ引き継ぎ、原則一般利用。
- ・ 保存期間終了後の公文書の廃棄前の公文書館によるチェック（廃棄に係る協議）を実施。
- ・ 特定歴史公文書等の利用請求に対する処分への不服申立ては情報公開審議会で審議。
- ・ 条例に基づく共通ルールで実施機関ごとに文書管理規程を定め、その内容を公表。

#### 【特定歴史公文書等】

保存期間終了後も公文書館で保存する歴史資料として重要な公文書及び外部から公文書館に寄贈された歴史資料等を示す。

## 3 意見の提出状況

(1) 提出者数 2名

(2) 意見の数 2件（電子メール1件、ファックス1件）

## 4 意見の内容と県の考え方

| 意見の内容   | 県の考え方  |
|---|--|
| 簿冊の分類や名前の公表により県民が利用しやすくなるのはよいが、そのためにはかなりの手間暇がかかると思われるので、拙速にはではなく、また、職員の負担にならないように進める必要があるのではないかと。 | 簿冊名の公表は、公文書管理システムの改修によって対応可能であり、簿冊の分類についても、既存のデータを活用し、職員に大きな負担をかけずに進めることとしています。簿冊の分類と公表は県民のためであることはもとより、職員の業務の効率化にも役立つと考えています。 |
| 現在と条例施行後の公文書の取扱いの変更点について、もっと詳しく教えて欲しい。  | 「2 条例（案）の概要」のとおり。  |

## 5 今後の予定

(1) 平成23年 9月 9月議会に条例案付議

(2) 10月 条例公布

(3) 平成24年 4月 条例施行

# 法人県民税法人税割の超過課税の延長について

平成23年8月22日  
税 務 課

## 1 制度概要及び方針案

法人県民税法人税割については、産業振興の財源の一部に充てるため、中小法人等を除いて5.8%の超過税率（標準税率は5.0%）を適用しているが、その適用期間が平成24年3月31日で終了することから、適用期間を引き続き5年間（平成29年3月31日まで）延長したい。

### (1) 超過課税について

法人県民税法人税割の標準税率は5.0%であるが、財政上その他の必要がある場合には、条例により制限税率6.0%までの範囲で超過税率を定めることが可能とされている。

※本県では、昭和52年に制度創設。当初から適用期間を5年間とし、直近の平成18年まで6回の延長  
 ※超過税率については、標準（制限）税率の改正等に伴い2度の見直しを実施  
 [創設時：6.2%、昭和57年4月以降：6.0%、平成4年4月以降：5.8%]

### (2) 現行制度の概要

|                               |  |                             |
|-------------------------------|--|-----------------------------|
| 税率の特例期間<br>(期間内に終了する各事業年度に適用) |  | 平成19年4月1日から<br>平成24年3月31日まで |
| 特例期間<br>中の税率                  | 中小法人等(資本金の額が1億円以下で、かつ、課税標準である法人税額が年1,000万円以下の法人) | 5.0%                        |
|                               | 中小法人等以外の法人                                       | 5.8%                        |

#### ※中小法人に対する不均一課税について

資本金の額が1億円以下で、かつ、課税標準である法人税額が年1,000万円以下の法人は、担税力に配慮し、引き続き5.0%の標準税率を適用して負担の軽減を図る。

### (3) 対象法人及び税収実績（見込）額

#### 〔超過課税対象法人〕

約1,400社（全法人の約12%）

※対象法人のうちの約1,200社は県外に本店がある法人

#### 〔税収実績（見込）額〕

（単位：億円）

|            | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度<br>(見込) |
|------------|------|------|------|------|--------------|
| 県民税法人税割の税収 | 17.5 | 18.4 | 11.7 | 14.1 | 14.1         |
| うち超過課税分    | 2.1  | 2.3  | 1.4  | 1.7  | 1.7          |

### (4) 税収の用途（平成23年度事業の主なもの）

産業振興等の財源の一部に充てるものとしている。（ただし、標準税率分と区分することなく、一般財源として歳入）

（単位：億円）

| 主な事業（例示）          | H23 予算額 |
|-------------------|---------|
| 雇用維持・企業再構築研究開発補助金 | 1.0     |
| 雇用維持企業再構築支援事業     | 0.6     |
| 県内企業雇用維持支援事業      | 0.4     |
| 素形材産業高度化支援事業      | 1.0     |
| 次世代環境ビジネス創出事業     | 0.3     |
| 事業費計              | 3.3     |

※予算額はH23年6月補正後の額。

## 2 期限延長の理由

本県の財政は、高止まりしている公債費や社会保障費の増大、三位一体改革による地方交付税の大幅な減額などにより、依然として厳しい状況にある。

このような厳しい財政状況の中でも、本県では、「産業振興」を県の最重要課題の一つとして位置づけ、安定かつ持続可能な経済成長を実現するために必要な本県の中長期的戦略となる「鳥取県経済成長戦略」を平成22年4月に策定し、10年後の経済産業の姿を想定しつつ、将来成長が見込まれる産業分野を戦略的に推進し、新規雇用の創出と県民所得の増加を目指すなど、企業立地や雇用創出に向けた様々な事業に積極的に取り組んでいるところであり、さらに、雇用創出については、平成23年度から「雇用創造1万人プロジェクト」に取り組み、4年間で1万人の雇用創造を目標としているところ。

これらの事業を実施していくためには引き続き多額の費用が必要であることから、その財源の一部に充てるため、法人県民税法人税割の特例期間を引き続き5年間延長したい。

### [参 考]

#### ◇法人県民税法人税割の超過課税の全国の実施状況について

概ね本県と同様、昭和50年代から超過課税を開始し、以後数年おきに延長している。

|      | 実 施   | 未実施                    |
|------|---|------------------------|
| 超過課税 | 静岡県を除く46都道府県（東京都及び大阪府は6.0%、それ以外は5.8%の超過税率を適用） | 静岡県（ただし、法人事業税で超過課税を実施） |

#### ◇法人事業税の超過課税の全国の実施状況について

静岡県、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の8都府県が実施している。（静岡県以外は法人税割と法人事業税の両税で超過課税を実施している）

#### ◇本県の財政状況等

##### ○本県の財政状況「H23年6月未来づくり財政誘導目標関連資料（抜粋）」（単位：億円）

|         | 19年度  | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 歳入①     | 3,326 | 3,144 | 3,207 | 3,199 | 3,134 | 3,127 | 3,119 |
| うち県税    | 555   | 425   | 425   | 425   | 425   | 425   | 425   |
| 歳出②     | 3,367 | 3,212 | 3,216 | 3,240 | 3,276 | 3,292 | 3,295 |
| 財源不足①-② | △41   | △68   | △9    | △41   | △142  | △165  | △176  |

##### ○関連する「鳥取県将来ビジョン」（抜粋）と現状

|                    | 19年度             | 20年度            | 21年度            | 22年度            | 30年度(目標) |
|--------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|
| 鳥取県の有効求人倍率<br>(全国) | 0.74倍<br>(1.02)  | 0.61倍<br>(0.77) | 0.49倍<br>(0.45) | 0.65倍<br>(0.56) | 1.0倍以上   |
| 企業立地件数             | (H19~H22の累計) 94件 |                 |                 |                 | 累計150件   |

## ゲゲゲの鳥取県応援団による復興支援（第2弾）の実施結果について

平成23年8月22日  
東京本部

### 1 趣旨

このたびの東日本大震災で大きな被害を受けられた地域の方々の復興を支援するため、被災地の避難所に鳥取県のご当地グルメの炊き出しを行う応援団（第2弾）を派遣した。

### 2 実施体制

主催：境港市、社団法人境港水産振興協会、鳥取県

### 3 炊き出しを行った応援地

宮城県石巻市 2か所の避難所（住吉中学校、渡波（わたのは）小学校）

### 4 日程・内容等

(1) 日程 行程8月1日（月）～5日（金） 現地2日間

| 月 日     | 場 所   | 提供食数  |
|---------|-------|-------|
| 8月3日（水） | 住吉中学校 | 約150食 |
| 8月4日（木） | 渡波小学校 | 約600食 |

### (2) 内容

- ・ご当地グルメの炊き出し：8月3日 づけ丼、いわしのつみれ汁、味付もずく  
8月4日 かにたっぶりの炊き込みご飯、いわしのつみれ汁、味付もずく
- ・「ゲゲゲの鬼太郎」キャラクター（着ぐるみ）との交流
- ・支援物資（タオル等）の贈呈

### 5 炊き出し時の様子

- ・渡波（わたのは）小学校では避難所周辺の皆さんにも炊き出しを提供したことから、炊き出し開始時には多くの方が並んでいただくなど、たいへん期待していただいた。
- ・提供した丼などはいずれも美味しいと好評であった。特に石巻では、いわしのつみれがないため、いわしのつみれ汁は、珍しくておいしいと言っていた。
- ・皆さんから「遠路、炊き出しに来ていただいたことの感謝の言葉」を数多くいただいた。
- ・炊き出しをお配りする際に、応援団（境港）のメンバーと現地（石巻）の皆さんが同じ漁港ということで話が盛り上がるなど、交流が盛んに行われた。



### (参考) ゲゲゲの鳥取県応援団による復興支援（第1弾）の実施結果概要

- ・体制 主催：琴浦町、NPO法人琴浦グルメストリートプロジェクト、鳥取県
- ・日程等 宮城県石巻市の2か所の避難所に炊き出しを実施。

| 月 日     | 場 所         | 提供食数    |
|---------|-------------|---------|
| 6月3日（金） | 渡波（わたのは）小学校 | 約1,100食 |
| 6月4日（土） | 蛇田（へびた）小学校  | 約400食   |

- ・内容 あごカツカレーの炊き出し、琴浦町の牛乳等、豚汁の提供、「ゲゲゲの鬼太郎」との交流

## 「食のみやこ鳥取プラザ」開店3周年記念フェア等について

平成23年8月22日

東京本部

食のみやこ鳥取プラザ開店3周年記念フェア等、以下のとおり首都圏での販路開拓、情報発信を行います。

### 1 「食のみやこ鳥取プラザ」開店3周年記念フェア

(1) 期間：平成23年8月29日(月)～9月5日(月) 8日間

(2) 会場：食のみやこ鳥取プラザ(東京都港区新橋2-19-4)

(3) 内容(予定)

#### ① 全体イベント

- ・平井知事、県ゆかりの人によるPR(梨プレゼント)(8月29日(月))
- ・抽選会の開催(鳥取旅行、県産品等のプレゼント)※物販、レストラン利用者(8月29日(月)～9月1日(木))
- ・地方自治法施行60周年記念貨幣(500円硬貨)の引換え(8月29日(月))

#### ② 物販イベント

- ・ポイントカード提示で商品5%OFF(8月29日(月)～9月1日(木))
- ・旬の鳥取県産農産物フェア(9月2日(金)～9月5日(月))

#### ③ レストランイベント

- ・鳥取の料理人による鳥取食材を使った料理の提供(8月29日(月))  
料理人：知久馬惣一氏(鳥取県調理師連合会会長)等
- ・立食パーティの開催(鳥取食材、観光のPR)(9月5日(月))

### 2 三越銀座店での鳥取県フェアについて

(1) フェア名称：「ゲゲゲのふるさと 鳥取県フェア」

(2) 会期：平成23年8月31日(水)～9月6日(火) 7日間

(3) 会場：三越銀座店 地下2階、地下3階ギンザフードガーデン(東京都中央区銀座4-6-16)

(4) 主催：鳥取県、(社)鳥取県物産協会

(5) 出展品目：ながいもちくわ、カレーコロッケ、かに押し寿司、ふろしきまんじゅう、プリン、バームクーヘン、干しハタハタ<出展事業者 計7社> ※この他、テナントで二十世紀梨等の県産品も併せて販売。

(6) フェアのPR ①三越銀座店のショップで梨、和牛肉、豚肉などの県産食材によるオリジナルメニュー販売

②わかとりメイツによる新甘泉の試食宣伝(9月4日(日))

③お買い上げ先着100名様に「ゲゲゲの鬼太郎」ゆび人形プレゼント(8月31日(水))

### 3 (社)日本野菜ソムリエ協会と連携した梨のPR

(1) 野菜ソムリエ認定レストランでの県産食材を使ったセミナー

①日時：平成23年9月9日(金)

②場所：笑龍 シブヤ西武店(野菜ソムリエと漢方アドバイザーの中華料理店)

③テーマ食材：梨(二十世紀梨)、ハタハター夜干し(とろはた)ほか

④予定参加者：野菜ソムリエ会員、野菜ソムリエ食のみやこ鳥取県大使2名、マスコミ関係者 計30名程度

⑤内容  
・梨の品種や栽培状況、産地の食べ方等のプレゼンテーション(生産者、JA関係者、大使)  
・梨の食べ比べ(品種：二十世紀梨、なつひめ、新甘泉)等

(2) 梨ワークショップ

①日時と場所：平成23年9月3日(土) 日本野菜ソムリエ協会東京本部(渋谷区道玄坂)

②テーマ食材：梨

③講師：県職員(農林総合研究所)、野菜ソムリエ食のみやこ鳥取県大使 3名

④対象者：野菜ソムリエ会員 30名程度(各会場あたり) ※他に大阪、名古屋でも実施

⑤内容：「梨」を学ぶ(二十世紀梨の歴史等)、「梨」を体感(梨を食べ比べ)等

※平成22年8月、鳥取県は都道府県として全国で4番目に、野菜ソムリエ協会の自治体パートナー登録。野菜ソムリエ協会が行うイベント等で登録自治体の特産品情報の発信に協力。

## 関西地区における企業商談会の開催等について

平成23年8月22日

関 西 本 部

本県産業の高度化、先進化及び雇用の確保を図り、関西地区における積極的な企業活動の支援・関西地区企業との連携強化を図るため、次のとおり企業商談会等を実施するとともに今後の出展を予定している。

### 1 大和ハウス工業株式会社との提案型商談会（昨年度に続き2回目）実施結果

大和ハウス工業（株）に対し、高度な技術や製品等を有する鳥取県の中小企業、研究機関、大学等が技術を提案してマッチングを行う提案型商談会を（財）鳥取県産業振興機構とともに実施。

- ①期 間 平成23年7月6日（水）、7日（木）
- ②場 所 鳥取県産業技術センター機械素材研究所（米子市）
- ③主 催 財団法人鳥取県産業振興機構、鳥取県関西本部
- ④来場者 大和ハウス工業の各事業・研究開発部門責任者及び担当者
- ⑤鳥取県の参加者  
県内企業41社、鳥取大学及び鳥取県産業技術センター
- ⑥成果
  - ・追加検討材料の要求又は再面談予定の提案が6件
  - ・大和ハウス工業内の担当部署に紹介中の提案が15件

### 2 今後の商談会出展予定

#### （1）関西三都ビジネスフェアへの出展（新規）

昨年度新たに鳥取県関西本部が会員となった姫路商工会議所等が初めて主催する大阪中河内地域、北河内地域、兵庫県、京都府などのものづくり企業による総合展に初参加。

- ①期間 平成23年9月21日（水）、22日（木）
- ②場所 マイドームおおさか（大阪市）
- ③予定出展業者数 180社
- ④目標来場者数 9,000名
- ⑤鳥取県の出展 鳥取県関西本部、県内企業2社

#### （2）「東大阪産業展テクノメッセ東大阪2011」への出展

鳥取県関西本部が会員である東大阪商工会議所が主催するモノづくりの街・東大阪が誇る製品・技術を一堂に展示し紹介する商談会へ参加。

- ①期間 平成23年11月9日（水）、10日（木）
- ②場所 マイドーム大阪（大阪市）
- ③前年出展業者数 92社
- ④前年度来場者数 12,423名
- ⑤鳥取県の出展 鳥取県関西本部、県内企業3社

2月8日（水）、9日（木）に東京で開催の「新製品・新技術大展示会」（鳥取県関西本部が会員である東大阪商工会議所主催）についても出展の方向で検討中。

# 関西圏における「国際マンガサミット鳥取大会」等のPRの取組について

平成23年8月22日

関西本部

Japan PopCulture Festival（ジャパン・ポップカルチャー・フェスティバル※1、略称：JPF）実行委員会と連携して、本県が参加した「台湾漫画博覧会※2」会場と同博覧会への出発が行われた関西国際空港で「国際マンガサミット鳥取大会」及び「まんが王国とっとり」のPRを実施した。

## 1 関西国際空港においてPRを実施

博覧会出発に先立ち、関西国際空港でJPFのPR大使である「三代目大阪萌え大使」と共にとっとり妖怪観光大使「ゲゲゲの鬼太郎」がPRを実施。

- ・日時 平成23年8月10日（水） 午前11時～
- ・会場 関西国際空港 旅客ターミナルビル2階  
特別待合室「だんじり」
- ・内容 PR動画撮影、写真撮影



## 2 「台湾漫画博覧会」会場（台湾・台北市）でPRを実施

「台湾漫画博覧会」の会期中に、会場内で開催されたアニソン大会に「三代目大阪萌え大使」と共にとっとり妖怪観光大使「ゲゲゲの鬼太郎」が登場し、PRを実施。

また、優秀者に「まんが王国鳥取県賞」を授与。

- ・日時 平成23年8月13日（土）  
午後2時30分から午後6時まで
- ・会場 台北世界貿易センター  
第1展示館特設Bステージ（台湾台北市）
- ・内容 アニソン大会において鳥取県賞の授与  
国際マンガサミット鳥取大会のPR



## 3 今後の予定：

### ○JPFにおいてPRを実施予定

関西国際空港で実施されるJPFに合わせて、とっとり妖怪観光大使「ゲゲゲの鬼太郎」や「トリピー」がPR予定。

- ・日時 平成23年10月1日（土）～10日（月）
- ・会場 関西国際空港 旅客ターミナルビル4階

### ○アニメイト西門店（台湾・台北市）でのチラシ等によるPRを実施予定

アニメイトの台湾にある支店に「まんが王国とっとり」PRパンフ等を配架しPR予定。

- ・期間 8月末～9月末（予定）

#### （※1）Japan PopCulture Festival 開催概要

- ・主催 Japan PopCulture Festival 実行委員会  
（構成：関西国際空港、日本橋CGアニメ村、日本橋まちづくり振興、日本総研）
- ・後援 観光庁、大阪市、関西経済連合会、大阪商工会議所他（予定含む）

#### （※2）「台湾漫画博覧会」の概要

- ・日時 平成23年8月11日（木）～16日（火）
- ・会場 台北世界貿易センター（台湾台北市）
- ・鳥取県の参加概要  
パネル・グッズの展示、パンフレットの配布、ビデオの放映等  
（文化観光局観光政策課まんが王国とっとり推進室）



## 関西における二十世紀梨等のPRについて

平成23年8月22日  
関 西 本 部

関西本部ではJA全農とったりや関係機関と連携し、関西での旬の二十世紀梨等のPRを実施する。

- 1 【新規】うまいものプラザ 鳥取二十世紀梨フェア（主催：JA全農とったり）
  - ・日にち 8月30日(火)～9月19日(月・祝)
  - ・場 所 大阪ステーションシティ サウスゲートビルディング（大阪市北区梅田）  
16F・15F レストランフロア うまいものプラザ内飲食店
  - ・内 容 5月にオープンしたJR大阪駅直結の飲食店で、二十世紀梨を使用したオリジナルメニューを提供する。9月9日(金)13:30～16:30には16Fうまいものプラザフロア内で、梨の無料試食と鬼太郎着ぐるみとのジャンケンゲームを行う。
- 2 新品種PRポスターの掲示（主催：県）
  - ・日にち 8月15日(月)～9月4日(日)
  - ・場 所 JR新大阪駅新幹線改札の出入り口付近
  - ・内 容 鳥取県育成梨新品種「なつひめ」「新甘泉」のポスターB1サイズ6枚を掲示する。
- 3 二十世紀梨初販売セレモニー（主催：JA全農とったり）
  - ・日にち 8月30日(火) 午前8時30分～9時
  - ・場 所 大阪市中央卸売市場本場（大阪市福島区野田）
  - ・内 容 露地栽培の二十世紀梨の初販売日に大阪の市場でセレモニーを開催し、知事が挨拶を行う。
- 4 【新規】大丸百貨店梅田店等における二十世紀梨のトップセールス（主催：県、各百貨店）
  - ・日にち 8月30日(火) 午前中
  - ・場 所 大丸百貨店梅田店、阪神百貨店梅田店 等
  - ・内 容 知事がわかとりメイツ、鬼太郎着ぐるみ等と初販売日に試食宣伝販売を行う。
- 5 マスコミへのPRキャラバン（主催：県）
  - ・日にち 8月31日(水)、9月1日(木)
  - ・場 所 在阪マスコミ約10社
  - ・内 容 わかとりメイツが新聞、フリーペーパー等の在阪マスコミ約10社を回り、旬の二十世紀梨をPRし、二十世紀梨の読者プレゼントを行う。
- 6 毎日放送「ちんぷいぷい」の番組内での二十世紀梨のPR（主催：県）
  - ・放送日 9月8日(木) 午後3時25分頃
  - ・放送局 毎日放送
  - ・内 容 二十世紀梨をPRし、二十世紀梨の視聴者プレゼントを行う。
- 7 ピーコックストア関西店舗での鳥取県フェア（主催：県、ピーコックストア）
  - ・日にち：9月10日(土)、11日(日)
  - ・内容：関西地区18店舗で二十世紀梨の旬の時期に合わせて宣伝販売を行い、うち5店舗では試食宣伝販売を行う。試食宣伝に合わせて、定番化となっている鳥取県の加工品等も販売する。
  - ・試食宣伝を行う5店舗：千里大丸プラザ、芦屋南宮店、甲子園店、甲東園店、武庫之荘店
- 8 京都生協フェア 秋の鳥取フェア（主催：鳥取県産直協議会）
  - ・日にち 9月10日(土)、11日(日)
  - ・場 所 京都生協 8店舗
  - ・内 容 鳥取県畜産農協、菌興椎茸協同組合、大山乳業農協等の商品と二十世紀梨の試食販売を行う。
- 9 高槻市の小学校における梨収穫の授業（主催：県）
  - ・日にち 9月中旬
  - ・場 所 高槻市 安岡寺小学校、上牧小学校
  - ・内 容 鳥取県が贈呈した梨の樹を使用して5年生の総合学習で梨の収穫授業を行う。
- 10 その他  
二十世紀梨はJA全農とったりPRサポーターによる量販店での試食宣伝を行う。  
新品種「なつひめ」「新甘泉」は特定の百貨店等で集中して販売を行う。（主催：JA全農とったり）

## 第2回鳥取県産品展示商談会の開催結果について

平成23年8月22日  
関西本部

関西本部では、関西での販路拡大機会を希望する県内事業者多数の要望にお応えし、関西において年間を通じた定期的な商談会を本年度より実施している。

第2回目として、次のとおり開催し、その結果は以下のとおりです。

### 1 商談会の概要

日時 平成23年8月3日(水) 午前11時から午後5時まで

場所 鳥取県関西本部 交流室(大阪市北区梅田1-1-3-2200 大阪駅前第3ビル22階)

出展事業者 ふるさと認証食品及び水産加工品を中心とする県内事業者12社

### 2 来場バイヤー

・52社(87名)のバイヤー(食品問屋、スーパー、百貨店、飲料店等)が来場。

(※第1回は66社(134名)のバイヤーが来場)

### 3 アンケート結果

#### ◇出展業者アンケート(12社)

・出展事業者がバイヤーと名刺交換した数は、平均17社(最大26社、最小7社)。

#### 〈出展業者の感想〉

- ・身の丈にあった業者がいてよかった。大手では手数料が厳しい。
- ・こだわり食品を専門に販売している企業にPRしたい。
- ・無料駐車場を手配する等、参加しやすい条件を考えて欲しい。
- ・商談会が長時間(6時間)なので、もう少し短い方がよい(4~5時間)。

#### ◇バイヤーアンケート(48社77名)

- ・出展事業者に関心を示したバイヤーは1出展事業者あたり21社(最大29社、最小11社)。
- ・関心を持った商品は、ふるさと認証食品では、梨酢、生干ホタルイカなどが上位で、水産加工品では、あごだし、甲羅グラタンなどの注目度が高かった。
- ・今後の商談会で希望する分野は、水産加工品、菓子類、農産加工品の順。
- ・商談会の感想では、「役に立った」55名、「参考にならなかった」0名。

#### 〈バイヤーの感想〉

- ・ポップ、チラシ等が少ないブースがあったが、商品の展示だけでなく商品をPRするポップ等の工夫がされれば良かったと思います。
- ・直接お話することで、生産者、メーカーの思いが理解できるので、今後も継続していただければと思います。良いきっかけにします。
- ・1月に岡山で展示会をするので、ぜひ出展(事業者の紹介)をお願いします。
- ・参加企業がもう少し多い方がよい。

### 4 商談の状況(8月上旬)(※関西本部が現時点で確認している状況)

- ・中川酒造:スーパー、通販が取り扱いを検討。スーパーの鳥取フェアで試飲販売を検討
- ・千年王国:食材宅配サービスが取り扱いを検討(イカの塩辛)
- ・鳥取中浦:高速道路サービスエリアが取り扱いを検討(するめ糍漬)
- ・グリーンステージ:スーパーが取り扱いを検討(氷)
- ・AONケミカル:スーパーが取り扱いを検討(梨酢、ピクル酢)
- ・その他の出展事業者でも、バイヤーから見積り依頼、サンプル提供依頼を受けている。

## ジェイアール名古屋タカシマヤ（名古屋市）での「鳥取県フェア」の開催について

平成23年8月22日  
名古屋本部

ジェイアール名古屋タカシマヤ（名古屋市）において、鳥取県の特産品をまとめた物産展「鳥取県フェア」を下記のとおり開催します。

本催事は、昨年に続いて2回目の開催です。

※なお本報告は、別途、農林水産商工常任委員会へ市場開拓課が、他の催事とあわせて報告しています。

### 1 ジェイアール名古屋タカシマヤでの鳥取県フェア

- (1) フェア名称 「食のみやこ鳥取県フェア」
- (2) 会 期 平成23年8月24日（水）～8月30日（火）7日間
- (3) 会 場 ジェイアール名古屋タカシマヤ地下1階、地下2階食料品売場  
(愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4)
- (4) 主 催 鳥取県、(社)鳥取県物産協会
- (5) 出展品目 砂丘らっきょう甘酢漬、イカ加工品、かに寿し、あごカツ、すき焼きコロッケ、さば寿司、ウインナー、公園だんご、ふろしきまんじゅう、プリン、バームクーヘン等  
〈出展事業者 計11社〉
- (6) フェアのPR ①お買い上げ先着1,000名様に鳥取県オリジナルうちわプレゼント  
②鬼太郎、トリピー着ぐるみによるPR  
③チラシによるPR

### 2 名古屋本部としての鳥取県フェア開催のPR

#### (1) 中日ビル等で、フェア開催をPR

- ・中日ビル1階玄関で、8月18日（木）、19日（金）、23日（火）、24日（水）に鳥取県フェア開催のチラシを観光パンフレットと共に配布
- ・名古屋市内で開催中の「妖怪フェスティバルinオアシス21」鳥取県PRコーナーでPR
- ・名古屋本部（中日ビル4階）への来所者に案内

#### (2) 中日新聞夕刊で催事案内

- ・8月18日（木）中日新聞夕刊（565千部発行）「週末ガイド」面内で鳥取県フェアを掲載
- ・8月25日（木）中日新聞夕刊「週末ガイド」面内でフェア出展品を用いた読者プレゼントを掲載（コメント内でフェアの開催を告知）

# 平成23年度事業棚卸しの実施について

平成23年8月22日  
業務効率推進課

外部の視点により事業を点検し、予算・定数の編成作業に活用することを目的として実施する「事業棚卸し」について、その対象事業選定の考え方、実施体制及び事業棚卸しに参加していただく県民委員の公募方法等について、以下のとおり報告します。

## 1 実施時期

10月14日(金)～15日(土)

※作業は公開の場で行い、インターネットによる同時配信も実施

## 2 対象事業

### (1) 対象事業の選定基準

これまで、予算編成、サマーレビュー等内部の視点で検証してきた事業の中から、特に下記「選定基準」に基づいて外部評価を導入したいと考えている事業

- ①必要性 (事業の実績等が低調であり事業継続の検証が必要なもの、事業開始後一定期間経過し、事業効果の検証が必要なもの)
- ②有効性 (県関与のあり方の検証が必要なもの、目的達成の手段として有効か検証が必要なもの)
- ③効率性 (県と市町村・団体との役割分担等の検証が必要なもの、費用対効果の検証が必要なもの)

### (2) 対象事業数 20事業程度

(事業数については、十分な議論ができる時間を確保することを念頭に、評価者の意見を聞きながら選定)

## 3 実施体制

### (1) 評価チームの設置

1チーム8名程度とし、2チーム(経済・産業分野、福祉・生活分野)を編成

### (2) 評価チームの構成

- ・コーディネーター(1)… 民間から選任
- ・評価者(7)… 有識者、県民委員(公募)、市町村職員から選任

## 4 県民委員の募集

### (1) 募集人数

4人(評価当日の全ての日(2日間)に参加できる県内在住の満20歳以上の方)

### (2) 募集期間・募集方法

- ・8月15日(月)～8月26日(金)(郵送の場合、消印有効)
- ・報道機関に資料提供し、募集要綱を県庁県民課及び各総合事務所県民局に備え付けるとともに、併せてとりネットでも情報提供。

### (3) 応募方法

住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、メールアドレスを明記の上、応募動機(400字程度)とともに送付

※応募動機には、「事業棚卸しに参加してやりたいこと」や「県の事業に対する思い」等を記述していただき、事業棚卸しへの関心や参加する意欲などを確認させていただくもの

### (4) 選考方法

応募書類を形式審査した上で、抽選により決定

## 5 スケジュール

- ・8月下旬 評価者決定
- ・9月中 評価者会議の開催、評価方法検討、対象事業決定

## 6 昨年度の実施結果

|       |  |
|-------|--|
| 日時・場所 | 10/14(木)～16(土)<br>議会棟第2、第4委員会室(インターネットによる同時配信)                                   |
| 実施結果  | 対象事業数30事業中、<br>*抜本的見直し(廃止を含む)を検討する事業9事業<br>*引き続き県で実施するが改善等を提案する事業21事業 ⇒ 削減額55百万円 |

## ふるさと納税寄附者へ提供するお礼の品の拡充について

平成23年8月22日

財源確保推進課

ふるさと納税のさらなる寄附促進と県産品等のPRや販売促進等につながるよう、寄附者へ提供しているお礼の品の拡充を図るため、お礼の品を提供していただく「鳥取県ふるさと納税パートナー企業」を公募した結果、下記のとおり申込みがあり、8月1日以降に寄附された方へ贈呈しています。

### 記

#### 1 提供していただくお礼の品

鳥取県内で製造されている商品、栽培等されている農林水産物及び県内施設でのサービス等で、**本県の魅力を体感できるもの**

#### 2 募集期間

7月8日（金）～7月20日（水）

#### 3 申込数

34品（申込企業数29社）

農産物等 … 奥日野こしひかり、二十世紀梨カレー、野菜ジュース等  
酒 類 … 地酒、地ビール、ワイン、焼酎等  
肉 類 … 鳥取和牛オレイン55、豚肉、ハム、ウインナー等  
海産物等 … 松葉ガニ（期間限定）、とうふ・あご竹輪、あご入りだし等  
お菓子類 … 自家牧場卵のスイーツ、県内産牛乳のアイスクリーム等  
そ の 他 … 岩美町網代にこだわったグッズ、アンテナショップ利用券等

#### 4 申込内訳

| 区 分                | お礼の品の価格   | 申込数           | 備 考        |
|--------------------|-----------|---------------|------------|
| 寄附金1万円以上<br>～5万円未満 | 7,000円相当  | 29品目<br>(28社) | ※県の負担は昨年並み |
| 寄附金5万円以上           | 14,000円相当 | 5品目<br>(5社)   | 同 上        |

※2つの区分に申込みした企業は4社

#### 5 その他

お礼の品のさらなる拡充を図るため、経済団体や金融機関等を通じて募集の周知を図り、**募集期限後も随時申込みを受付け**しています。（次回のパンフレット改定は11月頃を予定）

## 鳥取県域に漂着したロシア兵について

平成23年8月22日  
公文書館

本年2月定例会において森岡議員から質問（提案）のあったこのことについて、文献調査及び現地調査を行いました。今般、その調査結果がまとまりましたので下記の通り報告いたします。

### 森岡議員からの質問（提案）

鳥根県では、「日本海海戦で鳥根県沿岸に漂着したロシア人」という史実を纏めているようだが、まだ鳥取県にはない。

後世にしっかり史実を残すことも重要。教育資料にもなりうる。鳥取県も日露戦争以後の歴史的なかかわりについてまとめてみてはと思うがいかがか。

- 1 調査期間 本年2月～6月
- 2 主要調査文献 『警保局長決裁書類・明治42年』（国立公文書館蔵）、『岩美町誌』、『境港市史』、『郷土史福尾』、『宣教師ニコライの全日記 第8、9巻』、『鳥取新報』、『山陰新聞』等
- 3 現地調査場所 ◎岩美町（田後鴨ヶ磯、城原、小羽尾、岩井） ◎大山町（福尾、国信）  
◎境港市（米川町、境港市史編さん室） ◎鳥根県立図書館 等
- 4 今回の調査で判明した主な事項
  - ・本県内で埋葬されたロシア兵7体のうち「漂着」したものは2体で、他の5体は海上を漂流中であつたものを漁師が回収したものであつた。
  - ・埋葬場所について、岩美、大山の5体は特定できたが、境港の2体は特定できない（墓地のあつたところが現在の境港市米川町内であるところまでは判明）。
  - ・ロシア兵の漂着の史実について、岩美、大山では地元でよく知られているのに対して、境港ではほとんど知られていない。
  - ・全国のロシア兵漂着遺体は明治42年に長崎に改葬されており、県内には遺骨は残っていない。
  - ・長崎改葬のきっかけをつくつたのは境港での埋葬状況だった（日露戦後三年ほどしか経っていないにもかかわらず埋葬地が簡単に判明できないような境港での埋葬状況に衝撃を受けたニコライ主教がロシア帝国政府に強く現況調査を働きかけた）。
  - ・岩美、大山では遺骨がロシア人の手で掘り返されたことは知られているが、それが長崎に改葬されたことはほとんど知られていない。
  - ・長崎の合葬墓地は太平洋戦争時の空爆で破壊され、平成8年に再建整備されたが、この間、多数の墓碑が消滅しており、鳥取から改葬されたロシア兵は確認できない。

\*詳細については、別添報告書（概要版）を参照してください。

### 5 今後の予定

調査報告書（典拠資料、写真等を含め70頁程度で9月初旬刊行予定）を440部程度印刷し、県内外の関係機関（図書館、公文書館等）に配布するとともに、概要版を公文書館HPに掲載します。

日露戦争時鳥取県域へ漂着したロシア兵について

鳥取県立公文書館

明治 38 (1905) 年 5 月 27 日から翌日にかけて行われた日本海海戦後、日本海沿岸各地で多数のロシア兵の遺体の漂着や沖合での回収が行われた。鳥取県域については、詳細な調査報告があるが、本県においては未だ調査、報告が行われていないため、資料調査及び現地調査を平成 23 年 3 月から 6 月にかけておこなった。その概要は以下のとおり。

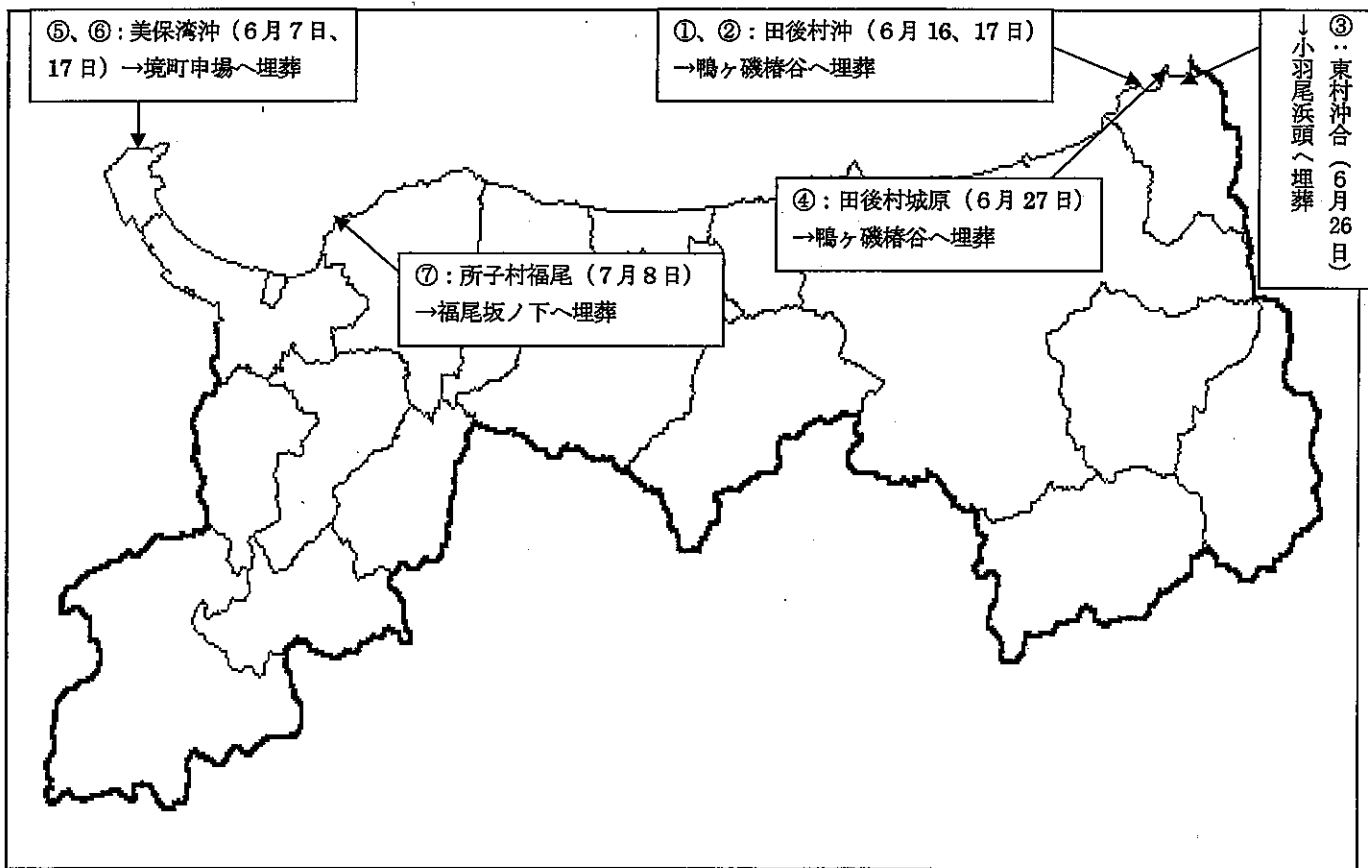
1 鳥取県におけるロシア兵の漂着の概要

明治 41 年末ロシア帝国政府の要請により、我が国の内務省から沿岸部の各府県に対して出された漂着ロシア兵の調査に対する関係府県の回答は、以下のとおり総数 71 体である。

| 青森 | 秋田 | 新潟 | 富山 | 石川 | 福井 | 京都 | 鳥取 | 島根 | 山口 | 長崎 | 総計 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 2  | 1  | 11 | 1  | 10 | 2  | 2  | 7  | 26 | 8  | 1  | 71 |

上記のように、明治 41 年末に本県知事から内務省に提出された報告書には、本県におけるロシア兵の遺体の回収、漂着が 7 体であったことが明記されている (別紙一覽参照)。この報告書には遺体の回収及び漂着地、日時、氏名、埋葬地等が記載されている。漂着と同時代の公的な資料であり、その記述の信憑性は高く、鳥取県域における実態を示すと考えられる。

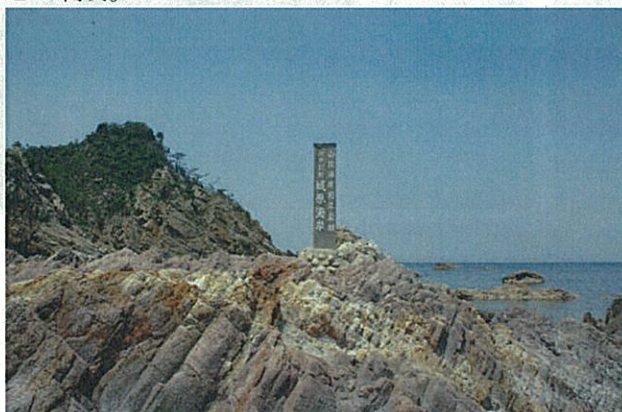
《典拠資料》：国立公文書館所蔵『警保局長決裁書類・明治 42 年』



(明治 38 (1905) 年に鳥取県域に漂着し、埋葬されたロシア兵分布図。番号は別紙「鳥取県漂着ロシア人一覽」の表番号と一致する。)

## 2 岩美町の事例 別紙一覧—1、2、3、4

岩美町内では、田後地区で2体が回収、小羽尾地区に1体が漂着とされてきたが、田後地区は3体であったことが判明。新たに判明した1体は同地区城原海岸に漂着（別紙一覧—4）。また、小羽尾地区のものは従来、漂着とされてきたが、漂流中のものが回収されたものであることが判明。



田後地区城原海岸

事件に関する『鳥取新報』（日本海新聞の前身）の記事は別紙一覧の記述と完全に一致。田後の1体については、同町岩井の西法寺の過去帳に、小羽尾の1体については、同町陸上の隣海院の過去帳にも記載あり。



西法寺



隣海院

岩美町役場が保存する旧田後、東村役場資料には当該記載なし。

埋葬地は、田後、小羽尾のものともほぼ特定ができる。田後の埋葬地である同地区鴨ヶ磯椿谷には昭和37年6月に初代国連大使を務めた同町出身の澤田廉三氏が自費で建てた「露軍将校遺体漂着記念碑」とそのいわれを記した顕彰碑が建つ。また、昭和63年からはロシア（当時はソ連）大使館の職員を招いて5年毎に慰霊祭を開催。小羽尾地区も平成6年5月に埋葬地付近に「露国軍人碑」を建立。

《典拠資料》：『日露戦役岩美郡誌』、『岩美町誌』、『田後村郷土調査』、『詳解田後史年表 方言集・論説』、『美保関町誌』、明治38年6月20日付『鳥取新報』、同年6月30日付『鳥取新報』、同年6月28日付『鳥取新報』





露軍将校遺体漂着記念碑（鴨ヶ磯椿谷）



露国軍人碑（小羽尾地区共同墓地）

### 3 境港市の事例 別紙一覧—5、6

『境港市史』にごく簡単な記述があるだけで、実態は全く不明であった。別紙一覧から2名であること、いずれも美保湾を漂流中のものが回収されたことがわかった。この他、ニコライ司教の日記にも記載があり、別紙一覧の内容と全く一致する。更に『鳥取新報』の記述や1名については、境小学校に残る『学校日誌』、松江で発行されていた『山陰新聞』からも確認できる。ロシア兵の遺体が境港市内に埋葬されたという事実を地元の郷土史家を含め、ほとんどの市民が知らない状況は、岩美や下記の大山町福尾地区と大きく異なる。

また、埋葬地とされる「申場」（現在の境港市米川町あたり）は確定できるが、埋葬地の特定はできていない。理由は、昭和10年の境町大火、昭和20年の玉栄丸爆発事故により役場資料や寺院の過去帳の焼失などの記録資料の焼失のためである。申場付近の光祐寺の過去帳も調査したが、記載なし。

境港市役所及び境港市史編さん室が所蔵する旧境町役場資料中には記載なし。

岩美町のような慰霊碑は存在しない。

《典拠資料》：『上道村雑記』、『境港 昔と今』、『境港市史 上巻』、『宣教師ニコライの全日記 第8巻』、『明治38年度 学校日誌（境尋常小学校）6月7日』、『明治38年6月20日付『鳥取新報』、同年6月10日付『鳥取新報』、同年6月10日付『山陰新聞』



現在の申場付近。手前の川は米川。林の奥で「深田川」と合流し、境水道に注ぐ

#### 4 大山町の事例 別紙一覧一7

『大山町誌』には全く記載がない。ただ、昭和43年に福尾地区が出版した『郷土史 福尾』の中はかなり具体的な記述がある。このロシア兵の場合は漂着である。この他、『鳥取新報』及び『山陰新聞』にも記載があり、別紙一覧とほぼ記述が一致する。地区に古い地籍図が残されており、その中に記される「墓地」の場所と地元の方々が伝え聞いている場所が一致し、埋葬地はほぼ特定できる。福尾地区の且那寺神宮寺（大山町国信）の過去帳及び黒住教大山教会所の過去帳には記載なし。



福尾海岸。うっすら島根半島が見える



海岸側の防風林の中に墓があり、ここに埋葬された

大山町役場が所蔵する旧所子村役場資料中には記載なし。

地元の方々は史実をよく知っているが、岩美町のような慰霊碑は存在しない。

《典拠資料》：『郷土史 福尾』、明治38年7月12日付『鳥取新報』、同年7月13日付『山陰新聞』

#### 5 『鳥取新報』の漂流、漂着ロシア兵の扱い

『鳥取新報』では、本県下で回収、漂着したロシア兵を手厚く葬り、漂着した場所に碑を建てるといった意見や県下に散在するロシア兵の遺体を一括して合祀すべしといった意見が掲載され、注目にあたいする。

《典拠資料》：明治38年7月19日付『鳥取新報』

#### 6 遺物の漂着

遺体以外にも多くの遺物が県内で回収されていることが新たにわかった。これらは県中部の沖合いで回収されたものである。

- ・ ロシア軍艦旗の回収：東伯郡宇谷（現湯梨浜町宇谷）沖合い
- ・ 信号旗、浮き輪、船窓の戸、鷲型の船首、袋、机など：東伯郡赤碕町、八橋町、逢束村（現琴浦町）の漁夫が拾得

《典拠資料》：明治38年6月24日付『鳥取新報』、同年7月1日付『鳥取新報』

#### 7 埋葬地の実態把握へ

ロシア正教の宣教師として30年以上にわたり、日本に滞在したニコライ主教は、明治41年

捕虜収容所収監中に亡くなったロシア兵の慰霊のため、松山へ向かう。帰京後、ニコライはロシア大使や駐在武官などを通して収容所以外に日本海沿岸部で回収、漂着したロシア兵の遺体の実態把握をロシア政府に働きかけ、これが鳥取県が作成した別紙一覧の作成へとつながる。

このようなニコライの行動の直接的なきっかけは、境港市（当時は境町）での出来事が大きい。ニコライは、松山からの帰路、多数の遺体が漂着した隠岐島へ慰霊に向かう途中、境町に宿泊するが、当地にも2体の遺体が埋葬されていた事実を確認する。だが、戦後3年半ほどしか経過していないにもかかわらず、埋葬地が簡単に判明できないような状況であった。全国各地にも同様なことが生じていることに危機感を感じたニコライは、駐日ロシア大使館を通じてロシア帝国政府に日本全国の調査を働きかけたのである。日本各地の漂着ロシア兵の実態調査実行の最大の立役者はニコライであるとともに、彼に行動のきっかけをつくったのは本県境港での出来事であった。

《典拠資料》：陸軍省編『明治三十七八年戦役俘虜取扱顛末』（有斐閣、明治40年）、防衛省防衛研究所所蔵『明治39年「満大日記5月上」』、『宣教師ニコライの全日記 第8巻』、『同 第9巻』

## 8 長崎への改葬

日露戦では開戦直後から、双方とも捕虜の待遇や戦死者の取扱いについて詳細な規則を定めていた。日露戦の激戦地であった満州方面では戦時中から遺体の埋葬や合葬が行われてきた。日本政府も最大時国内に29ヶ所あった捕虜収容所に収監中死亡したロシア兵の墓を一括して管理したいと考えていた。一方、ニコライ主教の働きもあり、ロシア政府から日本政府に日本海沿岸部に埋葬されているロシア兵の調査の打診があったこともあり、日本政府はこれらのロシア兵も一括して長崎へ合葬する提案をロシア側に出し、ロシア側も了承した。ただし、日本政府としては、ロシア人が墓参名目に日本各地を訪問することを好ましく考えていなかったのも事実である。ただ、双方の思惑は異なるものの、究極的な目的が一致したため、明治42年9月27日にニコライ主教も臨席のもと長崎で合葬祭がおこなわれた。

各地の遺骨は、恐らく明治42年6月から8月までの間に掘り出され、長崎へ移送されたはずである。鳥取県でも、明治42年10月1日付海軍省から鳥取県知事宛の改葬費精算書が残されていることから遺骨は全て長崎に改葬されたことは明らかである。

《典拠資料》：『宣教師ニコライの全日記 第8巻』、『同 第9巻』、防衛省防衛研究所所蔵『明治43年乾の下「式大日記1月」』、明治42年5月26日付『山陰新聞』、同年7月22日付『山陰新聞』、同年42年7月29日付『山陰新聞』



長崎市稲佐町にある悟真寺の山門（写真左）。現存する長崎最古の寺院。藩政時代前期から唐人墓地やオランダ人墓地を有し、幕末からはロシア人墓地も開設された。本堂は原爆で焼失したが、昭和34年に再建された。悟真寺の境内内にあるロシア人墓地（写真右）。戦後、荒廃していたが、平成8年、ロシア海軍創立300周年を機に整備された。（長崎市撮影提供）

## まとめ

本県で埋葬されたロシア兵7体のうち、「漂着」したのは岩美町田後の1体と大山町福尾の1体の計2体のみで、残る5体はいずれも海上を漂流中であったものを漁師が回収したものであった。往々にして「漂着」と一括りにされてしまうが、厳密には状況は全く異なる。

本県の場合、県、郡、市町村の公文書にまったく関連する記録が残らないため、不明な点もあるが、鳥根県の公文書を見ると、政府は早い段階からロシア兵の遺体が日本海沿岸部に漂着する可能性が高いことを認識していた。

例えば、八束郡から管下の町村に出された訓令であるが、

「八束郡訓令兵第一九号

片江村役場

沿海ニ於テ拾揚ケタル敵ノ屍ハ仮埋葬ノ際被服ノ徽章其他所持品等後日ノ証憑トナルモノヲ保存シ且ツ為シ得レハ埋葬セラレタルモノノ隊号階級等ヲ識別シウル如キ処置ヲ取り、詳細ニ報告スベシ

明治三十八年五月三十一日

八束郡長 村上寿夫

とある。つまり、鳥根県の場合、県→郡→市町村とロシア兵の遺体の取扱いに対する細かい指令が出されており、当該市町村は原則、その指示にしたがって埋葬していた。これは鳥取県の場合も同様であったはずである。

また、日本とロシア両政府は、当初、捕虜収容所内で死亡したロシア兵だけの合葬で済まそうとしていたが、境港の現状に衝撃を受けたニコライ主教の強い働きが、ロシア帝国政府そして日本政府を動かし、日本海沿岸部に埋葬されたロシア兵の調査と長崎への合葬に結びついたのである。

岩美町や大山町福尾地区では地元の方々がロシア兵の漂着について、よく知っていたのに対し、境港市ではほとんど知られていない。これは岩美町や大山町福尾地区の場合、郷土史などが記載していたり、親、祖父母からの口伝が大きな役割を果たしたと思われる。それに対して境港市は2度の災害や戦後の人口の移動により伝承が途絶えてしまった可能性が高いと思われる。

最後に、岩美町や大山町の郷土史が日露戦後にロシア人が遺骨を回収し、「故国へ持ち帰った」（岩美町）、あるいは、「ロシアから遺骨を取りに来て持ち帰った」（大山町）とするが、長崎へ改葬されたことには全く触れておらず、遺体が長崎へ改葬されたという事実は現地でもほとんど知られていない。

稲佐のロシア人墓地は、昭和20年8月1日の空襲、同月9日の原爆により大きな被害を受け、その後荒廃したままであったが、平成8年になり整備された。この間、多数の墓碑が消滅し、現在では鳥取から改葬されたロシア兵を確認することはできない。

(別紙) 鳥取県漂着ロシア人一覧

| 7<br>明治三十八年<br>七月八日  | 6<br>明治三十八年<br>六月十七日                          | 5<br>明治三十八年<br>六月七日   | 4<br>明治三十八年<br>六月廿七日 | 3<br>明治三十八年<br>六月廿六日   | 2<br>全   | 1<br>明治三十八年<br>六月十七日                              |                             |
|--|---|---|----------------------|--|--|---|-----------------------------|
| 西伯郡所子村大字<br>福尾村海岸  | 全   | 西伯郡境町宇台場<br>先海岸   | 岩美郡田後村字篠<br>原海岸岩穴    | 岩美郡東村大字小<br>羽尾村三里許沖合   | 全  | 岩美郡田後村海岸<br>ヨリ凡ノ十里許ノ<br>沖合                        | 死体発見若クハ<br>漂着ノ場所            |
| 不明   | 不明  | ヤーコフ、ミハイイロヲ、<br>ピーヨシカノ死体ト推定   |                      | 不明   | 露国ベートルブルグ市ボク<br>第六号「ニコライ」ツミツ<br>クエフ」ノ死体ト推定セラル  | 不明  | 死者ノ氏名                       |
| 三十歳位   | 四十歳位  | 四十才位  | 三十才位                 | 三十才位   | 三十五才位  | 二十五才位   | 死者ノ<br>年令                   |
| 露国海兵ト<br>推定  | 露国海兵ト<br>推定                                   | 露国工作船<br>「カムチヤ<br>ツカ」号乗<br>組員ト推定  |                      | 全  | 全  | 露国海兵ト<br>推定                                       | 死者ノ<br>官職                   |
| メリヤス木綿様シヤツ二枚ノ上ニ黒羅紗洋服ヲ着シ「コロツ<br>ブ」ヲ「ソツク」ニテ包ミタル救命浮環ヲ字繩ヲ以テ堅ク結<br>束シテ首ニテ首ニ板金製ノ十字形ノモノ二個ヲ掛ケ居レリ | 裸体ニシテ所持品ナシ唯タ手首ヨリ一寸余上方右腕内部ニ下<br>図ノ如キ刺文アリ其所屬等不明 | 黒羅紗上衣一枚及襪衣一着用シ居リタリシモノニ附セル文<br>字等不明ナリ右ノ外救命具一手帖用ノモノ三冊並ニ所持品ハ<br>日本通貨ニ換算シ凡二錢五厘アリシモノ如キハ浸水日久<br>シカリシ為メカ文字等更ニ不明從テ其所屬不明 | 死体ハ裸体ニシテ附属品ナク其所屬等不明  | 肌ニ白キ網シヤツト白色チヨツキ(卸ハ縞形付キ)黒羅紗ズ<br>ラ穿ケ居リ附着ノ糸製ノ靴下及左足ノミ黒羅紗内側赤色ノ半靴<br>リ | 浅黄色金巾ノ如キシヤツズボン下ノミニテ服装ナクシヤツノ<br>隠シニ一葉アリ僅カニ住所氏名ヲ推定スルハ得タリ而<br>シテ隠シニ次記ノ物品ヲ所持ス金貨十五個内二個ハ小形銀貨<br>十五個鋼貨一個十字架一ケ紙幣一枚鉄葉製卷莖入一ケハンカ<br>チーフ一枚 | 花色ノ如キ薄羅紗ト見ルヘキ上衣ツボンヲ着シ上衣ツボンヲ<br>着シ居ルモ其ノ他所持品ナク所属等不明 | 死者ノ服装其他                     |
| 西伯郡所子村大字<br>福尾村海岸  | 全   | 西伯郡境<br>町宇台場  | 岩美郡田<br>後村字篠<br>原    | 岩美郡東<br>村大字小<br>羽尾村字<br>濱頭                                       | 全  | 岩美郡田<br>後村鴨<br>磯                                  | 死体ヲ埋<br>葬ニ付<br>シタル他<br>所名其他 |

(注) 明治 41 年 12 月 16 日付 告森良鳥取県知事から内務省警保局長有松英義宛て報告書より作成